

令和4年度

山形県内部統制評価報告書審査意見書

山形県監査委員

監 委 第 6 9 号
令和 5 年 9 月 19 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県監査委員 奥 山 誠 治

山形県監査委員 高 橋 啓 介

山形県監査委員 松 田 義 彦

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

令和 4 年度山形県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第 5 項の規定により、令和 5 年 7 月 11 日付けで審査に付された
令和 4 年度山形県内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見書を
提出します。

令和4年度山形県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 審査の種類

内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和4年度山形県内部統制評価報告書

4 審査の着眼点

- (1) 評価が適切に実施されているか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

5 審査の実施内容

山形県内部統制に関する基本方針、山形県内部統制実施要領（令和4年度）、各所属作成の内部統制実施計画書（兼）実施結果報告書及びリスク対応策実施状況評価シート（以下「評価シート」という。）等について、上記4の着眼点に基づき確認するとともに、内部統制推進（評価）部局並びに各所属からの聴取りのほか、定期監査等において得られた知見を踏まえ、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1 評価手続について

評価シートにより把握できなかった不備が複数の所属で散見されたものの、おおむね適切に行われていると認められる。

2 評価結果について

おおむね適切に行われていると認められる。

3 意見

内部統制制度の運用の徹底と更なる充実強化に向けて、以下のとおり意見を付すので留意されたい。

- (1) 各所属においては、所属長が先頭に立って制度の周知・浸透に努め、所属職員の意識の向上を図るとともに、日常的なモニタリングを徹底し、評価シートに盛り込まれたリスク対応策が確実に実施されるよう取り組まれたい。
- (2) 内部統制推進部局においては、把握した不備の内容とその有効な改善策について全部局横断的に共有し活用を図るなど、不備の発生及び再発の防止に向けて制度の更なる充実強化につなげられたい。
- (3) 本制度の実施は、不適切な事務処理の未然防止に向けた意識改革につながっているものの、評価シートにより把握できなかった不備が複数の所属で散見されることから、制度のより一層の浸透と定着に努められたい。